

附属機関等への女性の登用推進のための特別活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づき、「第5次京都市男女共同参画計画」に掲げる「市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保」の実現に向けて、「女性委員のいない附属機関等数「ゼロ」を維持し、男女いずれの割合も少なくとも35%以上となる委員構成の確保」という目標を達成するために必要となる特別活動を定め、もって政策方針決定への女性の参画を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において附属機関等とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、行政機関、各種団体等との間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する附属機関
- (2) 行政運営上の参考とするため、市民や学識経験者等から意見や助言を聴取し、又は意見交換を行うことを主な目的として、要綱等に基づき本市が開催する懇談会等

2 前項第1号の「附属機関」は、次の各号のすべてに該当する機関とする。

- (1) 市職員以外の者が参加するもの
- (2) 調停、審査、審議又は調査を行うもの
- (3) 合議体として一定の結論（両論併記を含む。）を導き出すもの

(局長等の責務)

第3条 条例に基づき、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、消防局、交通局、上下水道局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局の長及び教育長（以下「局長等」という。）は、第1条の目的を達成するため、文化市民局長と協議のうえ、積極的な取組に努めるものとする。

2 局長等は、毎年度文化市民局長が指定する期日までに、その所管する附属機関等への女性委員の参画状況調書（第1号様式）を文化市民局長に提出するものとする。

(女性委員の割当基準)

第3条の2 各附属機関等の委員（市議会議員及び選挙により選任される者を除く。）に占める女性の割合は、原則として100分の35以上100分の65以下とする。

(登用状況の公表)

第3条の3 文化市民局長は、毎年度、各附属機関等における女性の委員の登用状況を明らかにした文書を作成し、これを公表するものとする。

(特別活動)

第4条 附属機関等に関する事務を行う課等の長（以下「所管課長」という。）は、女性の登用が進まない原因に応じて、それぞれ次の各号に掲げる活動に努めるものとする。

- (1) 職務指定（特定の役職に就いていることを委員就任の要件としているものをいう。以下同じ。）のポストに女性が就いていないために女性の登用が進まない場合
ア 団体又は機関の長、役員等に女性が少ない現状では、長、役員等の役職を指定することは、事実上女性の登用を妨げる効果を持つため、女性の登用の余地のある他の方法に改め

るよう努めること。

イ やむを得ず職務指定を続ける場合には、現に女性が就いている職務を指定の職に加えるなど、極力女性が登用されるよう工夫すること。

(2) 推薦団体から女性が推薦されないために女性の登用が進まない場合

ア 団体推薦（推薦団体に適任者の推薦を依頼しているものをいう。ただし、職務指定に該当するものを除く。）の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請すること。

イ 団体の役員等に女性が少ないという現状を考慮し、長、役員等に限定した推薦依頼は、極力避けること。

ウ 女性の構成員がいないか、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合においては、推薦団体に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすいよう工夫すること。

(3) 選挙等（関係者による選挙、投票で選出しているものをいう。）に立候補する女性がいな
いために女性の登用が進まない場合においては、女性でも立候補が可能であることをあら
ゆる機会を通じて周知徹底するとともに、女性の方針決定への参画の重要性について啓発を行
うこと。

(4) 必要とする職種又は専門分野に女性が少ないために女性の登用が進まない場合

ア 学識経験者の専門分野について、狭義の専門領域に限定せず、関連領域にまで広げて女
性の母集団を拡大するとともに、肩書や特定の職種にこだわらず、広く人材を求めるよう
努めること。

イ 委員の区分を学識経験者に限定せず、審議に生活者の視点を取り入れていくという観点
から、従来の委員の区分に消費者、生活者等の区分を設けるなど、女性が登用されやすい
条件づくりを行うこと。

ウ 最近では様々な分野に進出している女性の専門家も多くなってきているため、前任者か
ら女性の適任者の推薦を受けたり、関係者に女性の候補者について問合せをするなど、常
に女性の専門家を発掘する努力を怠らないこと。

2 附属機関等の性格その他やむを得ない事由により、前項の活動を行うことが困難な場合にお
いては、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性を登用するための工夫を行うものとする。
（特別活動を円滑かつ効果的に実施するための取組）

第5条 前条の特別活動を円滑かつ効果的に実施するため、文化市民局共生社会推進室男女共同
参画推進課長（以下「男女共同参画推進課長」という。）及び所管課長は、次の各号に掲げる
取組を行うものとする。

(1) 情報の収集及び整備

男女共同参画推進課長は、各分野の女性の人材に関する情報を収集し、その整備に努める
ものとする。京都市男女共同参画推進会議のすべての構成員は、女性の人材に関する情報の
収集及び整備に可能な限り協力するものとする。

(2) 事前協議

ア 所管課長は、附属機関等の委員の委嘱等を行おうとするときは、当該委嘱等を行う日の
2箇月前（当該委嘱後の委員の構成について、男女いずれの割合も少なくとも35%以上
を確保できている場合は当該日の2週間前）までに、女性委員の登用につき、男女共同参
画推進課長に事前協議の申出をするものとする。この場合において、事前協議の申出は、

附属機関等委員（予定者）名簿（第2号様式）により行うものとする。

イ アの申出があった場合、男女共同参画推進課長は、所管課長に対し、女性の人材に関する情報その他第1条の目的を達成するために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

ウ 所管課長は、イの情報及び助言を参考にして、できるだけ女性を登用するよう努めるものとする。

(3) 関係団体への要請

男女共同参画推進課長は、必要に応じて、団体推薦の対象としている関係団体に対し、女性委員の積極的登用について文書をもって要請するものとする。

2 この要綱に基づく事前協議を経た場合においては、所管課長は、附属機関等の委員の委嘱等の決定書の作成に当たり、決定書の事前協議欄に「男女共同参画推進課長事前協議済み」と記載するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日において、審議会等の委員の任期満了までの日数が3箇月に満たない場合は、第5条第1項第2号ア中「任期満了の3箇月前」とあるのは、「委嘱等の決定書を作成する」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年3月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成12年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施日前において現に存する審議会等でこの要綱による改正後の審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱第3条の2の規定による割当基準を満たさないものに関しては、委員の変更等の必要な措置が講じられるまでの間は、当該割当基準を適用しないものと

する。ただし、当該必要な措置は、この要綱の実施日からおおむね1年以内に講じるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年3月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。